



GO!

<http://www.jfaiu.gr.jp>

2019.4.11 No.20-009

EXPRESS

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163



国土交通省

航空従事者の飲酒基準がとりまとめられ、 検査が義務化される一方、航空連合の要請が反映されました！

4月9日（火）、国土交通省は「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」の検討内容をふまえ、操縦士以外の客室乗務員、運航前整備を行う整備従事者、対空通信を行う運航管理従事者に対する飲酒基準をとりまとめ、公表しました。

航空連合は、検討会への出席（EXPRESS No.20-05 参照）や航空局への要請（EXPRESS No.20-07 参照）を通じ、働くものの立場から基準見直しに対する意見を伝えてきました。その結果、最終とりまとめには航空連合の意見が反映されました。

新たな飲酒基準の概要（抜粋）

（航空連合作成）

	客室乗務員	整備従事者	運航管理従事者
酒気帯び状態での業務禁止	対象	対象 ※運航前整備を行う者	対象 ※操縦士との通信を行う者
アルコール検知器による検査の義務化	乗務前後	業務前	業務前
検査結果の記録	保存を義務付ける。		
不正防止対策	第三者が立ち会い、検査が適切に行われていることを確認する。		
アルコール教育	全ての関連する職員に対し、アルコール教育を定期的に行い、意識改革を進める。		

詳細は下記 URL を参照。（QR コードも記載。）

URL : http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000160.html



航空連合の要請（抜粋）

国や事業者からの積極的な発信と情報提供に加え、職場単位でのボトムアップによる意識改革、風土改革に取り組むべき。

職場の人員体制や職種の勤務特性などに応じて、過度な負担が生じることをないように十分に考慮、検討するべき。

すべての職種を対象に定期的に運用状況の点検を実施し、必要に応じて基準や運用の見直しを検討するべき。



国土交通省最終とりまとめ（抜粋）

航空に携わる全ての人々が「自らのこと」として捉え、業界全体で意識・風土改革などを継続的に進めていくことが重要。

アルコール検査は、航空運送サービスを提供する者のうち「瞬時に正確な判断・行動が求められる業務を実施する者」を対象とし、操縦士と客室乗務員に対しては、一連の乗務前後のアルコール検査を義務付ける。

運用開始以降も、飲酒基準の有効性や運用面での不具合等を検証し、基準の見直しや改善に向けた検討を定期的に行う。